

高齢者虐待防止の指針

ういるけあ訪問看護ステーション

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針にしたがい業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

介護世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用する、制限する、処分すること。金銭や物品を盗む一時的に借用すること。

3. 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待及び虐待と疑われる事案（以下 虐待等）の発生の防止、および早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会（以下 委員会）」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を定めることとする。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するため対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に

実施する。なお高齢者虐待防止の担当者は委員長同様管理者が担当する。

(2) 高齢者虐待防止検討委員会の構成委員

委員会構成メンバー	役職・職種
委員長（担当者）	管理者 松井 知賀子
委員	事務長 坂本 成 看護部主任 小西 正子 リハ部主任 長谷川文香

(3) 高齢者虐待防止検討委員会の開催

委員会の開催にあたっては管理者および委員が参加する。

委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

(4) 高齢者虐待防止検討委員会の審議事項

虐待防止のための職員研修に関する事

虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関する事

虐待が発生した場合に、その対応に関する事

虐待の原因分析と再発防止策に関する事

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録等により保管する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 虐待が発生した場合には速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合に関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (4) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに市区町村へ報告しなければならない。

【連絡先】

養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）
電話：078-322-6774（受付 8：45～12：00・13：00～17：30 平日）
・家庭内の高齢者虐待
近隣のあんしんすこやかセンター・区役所、支所あんしんすこやか係

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取りあつかいに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は「6.虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

8. 利用者に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、会社ホームページにも公開し利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

9. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

附則

この指針は令和6年4月1日より施行する。

改定

令和8年1月15日